

# 新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

**注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。**

## 【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

**(例)** 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、ひとまず落ち着きましょう。

送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。

はい

送付された商品の売買契約の勧誘はありましたか。

はい

上記の売買契約の締結を申し込みましたか。

はい

★商品が届いた場合でも、  
契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ\*ができます。書面を受け取っていないければいつでも可能です。

\*契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

いいえ

★売買契約は成立していません。  
お金を払ってはいけません。  
事業者に連絡する必要もありません。

★商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間\*を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。

その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。

\*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に短縮できますが、事業者に電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

**慌てて事業者に連絡したりせず、  
使用せずに保管し、14日間経つ  
から処分しましょう！**

おかしいと思ったら。  
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、消費者ホットライン 188（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

※ このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.caa.go.jp/>)